

令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
浄水施設再構築事業	6,360,748 千円	8,209,769 千円	14,570,517 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	2,120,662 千円	2,024 千円	2,122,686 千円
第 3 項 特別利益	8,150 千円	2,024 千円	10,174 千円
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	2,008,999 千円	10,390 千円	2,019,389 千円
第 1 項 営業費用	1,724,480 千円	△20,190 千円	1,704,290 千円
第 2 項 営業外費用	228,064 千円	30,000 千円	258,064 千円
第 3 項 特別損失	53,355 千円	580 千円	53,935 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「513,324千円」を「571,089千円」に、「当年度分損益勘定留保資金498,012千円及び建設改良積立金15,312千円」を「当年度分損益勘定留保資金489,299千円及び建設改良積立金81,790千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	7,285,336千円	8,148,143千円	15,433,479千円
第1項 企業債	5,106,600千円	5,786,200千円	10,892,800千円
第4項 補助金	2,178,736千円	2,361,943千円	4,540,679千円
	支 出		
第1款 資本的支出	7,798,660千円	8,205,908千円	16,004,568千円
第1項 建設改良費	7,569,687千円	8,205,908千円	15,775,595千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額
取水施設設置工事【令和5年度追加分】	令和6年度まで	79,252千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設 再構築事業	4,233,000 千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
老朽管路 更新事業	873,600 千円			
計	5,106,600 千円			

(補正後)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設 再構築事業	10,019,200 千円	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
老朽管路 更新事業	873,600 千円			
計	10,892,800 千円			

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 予算第9条に定めた職員給与費「198,724千円」を「174,673千円」に改める。

令和6年2月22日 提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力